

告示第 60 号

令和 7 年 4 月 1 日公布

桂川町要綱第 29 号

桂川町老朽家屋等解体補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町民の安全で安心な暮らしの実現を図ることに寄与するため、町内の老朽危険家屋等の解体撤去を行う者に対し、桂川町老朽家屋等解体補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、桂川町補助金等の交付に関する規則（昭和 63 年桂川町規則第 2 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 老朽危険家屋等 周辺の住環境を悪化させ放置されている木造若しくは軽量鉄骨造の建築物又はその部分で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 別表に掲げる基準による評点が 100 点以上のもの
 - イ その他町長が解体の必要があると認められる建築物
- (2) 所有者等 老朽危険家屋等の所有者又は管理者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、老朽危険家屋等を解体する者で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 老朽危険家屋等の所有者（町長が所有者と同等であると認める者を含む。）であること。
- (2) 本町の町税等を滞納していないこと。

- (3) 桂川町暴力団排除条例（平成22年桂川町条例第7号）第2条に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者。

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、町内にある老朽危険家屋等を解体する工事で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 所有権以外の権利が設定されていない建築物であること。
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していない建築物であること。
- (3) 公共事業に伴う移転、建替えその他の補償の対象となっていない建築物であること。
- (4) この補助金以外に、国、県その他の団体から解体に係る補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと。

2 補助は、同一敷地において1回限りとし、敷地内に老朽危険家屋等が複数存在する場合は、原則としてその全てを解体するものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費（老朽危険家屋等の解体及びその廃材の処分に要する費用をいう。）に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前確認）

第6条 補助対象者は、建築物事前調査申込書（様式第1号）を町長に提出し、解体しようとする建築物が補助対象に該当するかどうかについて事前に確認を受けるものとする。

- 2 町長は、前項の申込みがあったときは、当該建築物について調査し、建築物事前調査結果報告書（様式第2号）によりその結果を補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者は、解体工事に着手する前に、桂川町老朽危険家屋等解体補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 老朽危険家屋等の登記事項証明書その他所有権等を確認できるもの
- （2） 解体工事の見積書の写し（具体的な施工内容がわかるもの）
- （3） 位置図
- （4） 解体前の現況写真
- （5） その他町長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の交付申請を受けたときは、その内容を審査のうえ補助金交付の可否について決定し、桂川町老朽危険家屋等解体補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の適正な交付を行うため必要があると認めるときは、条件を付して交付決定をすることができる。

（事業の着手）

第9条 解体工事は、補助金の交付決定後に着手しなければならない。

（交付申請の取下げ）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事情により補助対象工事を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに桂川町老朽家屋等解体補助金交付申請取下届（様式第5号）により町長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による交付申請取下届の提出があったときは、町長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(交付申請の内容の変更)

第 1 1 条 交付決定者は、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかに桂川町老朽家屋等解体補助金交付変更申請書（様式第 6 号）に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

(実績報告)

第 1 2 条 交付決定者は、解体工事が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内又は補助金の交付決定のあった年度の 2 月末日のいずれか早い日までに桂川町老朽危険家屋等解体補助金実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 解体工事の請負契約書の写し
- (2) 解体工事に係る領収書（施工事業者が発行したもの）の写し
- (3) 解体工事の施工内容が確認できる写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、桂川町老朽危険家屋等解体補助金確定通知書（様式第 8 号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 1 3 条 交付決定者は、前条第 2 項の規定による補助金の額の確定後、速やかに桂川町老朽危険家屋等解体補助金請求書（様式第 9 号）を町長に提出し、補助金の請求をするものとする。

(補助金の取消し)

第 1 4 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象工事以外の用途に使用したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第 12 条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 町長は、第 1 項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、桂川町老朽家屋等解体費補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により申請者に対し通知しなければならない。

（補助金の返還）

第 15 条 町長は、前条により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、桂川町老朽家屋等解体費補助金返還命令書（様式第 11 号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

（その他）

第 16 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

住宅の不良度判定基準

評価区分	評価項目	評価内容	評価点
構造一般の程度	(1) 基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10
		ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20
	(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25
構造の腐朽又は破損の程度	(3) 基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要	25

		するもの	
		ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50
		ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100
	(4) 外壁	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15
		ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25
	(5) 屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15
		ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25

		ハ 屋根が著しく変形したもの	50
防火上又は避難上の構造の程度	(6) 外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10
		ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20
	(7) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10
排水設備	(8) 雨水	雨樋がないもの	10
その他 ※最高で50点とする。	(9) 景観	景観を著しく害するなど、特別な配慮が必要なもの	10
	(10) 防災	イ 土砂災害警戒区域内のもの	10
		ロ 土砂災害特別警戒区域内のもの	20
	(11) 道路等の 通行人又は隣接地に対する影響	外壁、屋根材が道路又は隣接地に落下する等、敷地外に被害を及ぼすおそれがあるもの	20
	(12) 防犯	戸締りができないなど不審者の侵入による犯罪や火災を招くおそれがあるもの	10
	(13) 地元要望	自治会や近隣住民等から要望があるもの	20
備考 1 の評定項目につき該当評定内容が複数ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点			

とする。